

令和6年（フ）第996号
破産者 株式会社トリプルアート

破産法157条による報告書

令和7年9月3日

東京地方裁判所民事第20部特定管財4係 御中

破産者 株式会社トリプルアート
破産管財人 弁護士 鐘ヶ江 洋 祐

当職は、破産者株式会社トリプルアート（以下「**破産者**」という。）の破産管財人として、破産法157条に基づき、以下のとおり報告する。

第1 当職が行った主な換価業務について

1 還付金の受領

当職は、破産者に係る令和5年度及び解散事業年度について、確定申告及び消費税の還付請求を行った。その結果、還付申告及び還付請求した全ての還付金について、その全額を受領することができ、合計で4301万436円を破産財団へ組み入れた。

2 楽天ポイントの換価

当職は、破産者が商品の仕入れに使用していた現代表者個人名義のアカウントで保有する楽天ポイントについて、可能な限り全額を換価した。その結果、現在までに合計118万9040円を破産財団へ組み入れた。

第2 当職が行った債権届出から債権調査に至る対応について

本件では、顧客以外の債権者（以下、「国内債権者」という。）について、郵送にて債権届出を受け付ける一方、顧客である債権者（以下、「中国債権者」という。）について、貴庁のご許可を得て、ウェブ上で動作する「破産債権管理システム」（以下、「本件システム」という。）を通じて債権届出を受け付けることとした。

本件システムにより、債権届出期間中に、約1000名の中国債権者から約4000件の債権（総額2000万円以上）の届出を受領した。そして、本件では、破産者が保有している中国債権者に係る債権情報が不十分かつ大量にわたるところ、破産者が保有している債権情報と本件システムに登録された債権情報とを対照させるプログラム（以下、「認否用データ集計プログラム」といいます。）を開発した。さらに、認否用データ集計プログラムを用いて、当職による認否見込み額を確定¹させて債権者に事前に表示し、債権者において認否見込み額を承認できる機能（以下、「承認機能」といいます。）を開発した。承認機能を実行することにより、債権届出額と認否見込み額に差分がある債権者数は、701名か

¹当職の調査によると、顧客は、破産者に対して、商品代金（単価）に関税相当額及び送料を加えた金額を支払っていた。もっとも、どの債権者が、どれくらいの関税及び送料を支払ったか不明であるところ、債権者の平等のため、一律で、ほとんどの取扱商品が対象となる関税率（9.1%）及び東京・中国間の小包包装物（1kgまで）の郵送代金（1250円）を加算した額を上限として、認否見込み額を表示することとした。

ら379名へと約46%減少し、当職から表示した認否見込み額について、多数の債権者からご理解頂いたものと認識している。

以上のとおり、国内債権者に加え、本件システムを活用して中国債権者に対する債権調査も実施し、結果として届出債権者全体に対する債権調査を実施した。

第3 破産財団の現状

破産財団の現状は、財産目録及び収支計算書のとおりである。

第4 今後当職が行う予定の業務及び今後の見通し

債権調査結果に対する破産債権査定申立て等の状況を踏まえ、速やかに貴庁の配当許可を得て、以下の要領にて配当手続を進行する所存である。

国内債権者に対する配当は、貴庁における標準的な運用に従い、配当の通知書に振込送金依頼書を同封して郵送し、銀行振込による配当を実施する予定である。現在の想定では、配当実施時期は11月中旬ころを見込んでいる。

中国債権者は、配当額が国際銀行送金の配当事務費用（国際銀行送金であれば約3000円）に満たず、配当が実施できないような場合が想定されるところ、資金移動業者であるPayPal社の送金機能を用いた配当を原則とし、希望者のみ国際銀行送金による配当を実施する予定である。この点、破産者のサービスにおける決済手段であったAlipay（支付宝）を用いて配当する方法を検討したが、日本の破産管財人はAlipayのアカウントを作成できないことが判明したため、PayPal社を利用した送金を予定している。この送金では、手数料が2%（四捨五入）であるため、理論上、1円以上の配当額であれば配当が実施でき、債権者の利益に資する方法であると思料する。配当実施時期は、令和7年11月から令和8年1月を見込んでいる。

なお、PayPal社を利用した送金の具体的な手続については、破産管財人ウェブサイト²に公表する予定のQ&A等を通じ、案内する予定である。

以 上

² <https://www.masadora-trustee.com/>

2024 年（フ）第 996 号

破产公司 株式会社 Triple-art

破产法第 157 条报告

2025 年 9 月 3 日

致：东京地方法院民事第 20 部特定财产管理 4 股

破产公司 株式会社 Triple-art

破产管理人 律师 钟江 洋 祐

本人作为破产公司株式会社 Triple-art（以下简称“**破产公司**”）的破产管理人，根据《破产法》第 157 条报告如下。

第 1 关于本管理人开展的主要变现工作

1 收取退税金

本管理人就破产公司涉及的 2023 年及解散财年，实施了确定申报并申请了消费税退税。其结果是，对于已退税申报及已退税申请的所有退税金，均可以全额收取，共计 4301 万 436 日元被纳入破产财产。

2 兑换乐天积分

本管理人已尽可能全额兑换了破产公司用于购入商品的以现任代表个人名义账户持有的乐天积分。其结果是，截至目前，共计 118 万 9040 日元被纳入破产财产。

第 2 关于本管理人自债权申报至债权调查期间所采取的应对

本案中，对于顾客以外的债权人（以下简称“国内债权人”），通过邮寄方式受理债权申报，而对于顾客身份的债权人（以下简称“中国债权人”），经贵厅许可，通过基于网络运行的“破产债权管理系统”（以下简称“本系统”）受理债权申报。

通过本系统，在债权申报期间内，共收到约 1000 名中国债权人提交的约 4000 件债权（总额超过 2000 万日元）申报。然而本案中，破产公司所持有的关于中国债权人的债权信息既不充分又数量庞大。为此，开发了一个用于比对破产公司所持债权信息与本系统中登记的债权信息程序（以下简称“确认用数据汇总程序”）。并进一步开发了一个利用确认用数据汇总程序，由本管理人确定¹预估确认金额，并事先向债权人显示，且允许债权人对预估确认金额予以确认的功能（以下简称“确认功能”）。通过实施确认功能，债权申报金额与预估确认金额存在差异的债权人人数，从 701 名减少至 379 名，约下降 46%。对此，本管理人认为，所显示的预估确认金额已获得多数债权人的理解。

综上所述，除国内债权人外，本管理人亦通过运用本系统对中国债权人实施了债权调查，最终完成了对所有申报债权人的债权调查。

¹ 据本管理人调查，顾客向破产公司支付的金额是在商品价款（单价）的基础上，加算关税相应金额及运费。然而，具体到每一债权人，其实际支付了多少关税及运费尚不明确。为了平等对待每一位债权人，故决定统一标准，以大部分商品适用的关税税率（9.1%），加算东京与中国之间小型包裹（1 公斤以内）的邮寄费用（1250 日元）作为上限，显示预估确认金额。

第3 破产财产的现状

破产财产的现状如资产清单和收支计算书所示。

第4 本管理人今后计划开展的工作和今后的预测

基于债权调查结果所产生的申请破产债权查定等情况，本管理人将及时向贵厅申请分配许可，并按照以下要领推进分配程序。

对于国内债权人，分配将遵循贵厅的标准操作方式，在分配通知书中附上汇款申请书并通过邮寄方式送达，以银行转账的形式实施分配。目前预计的分配实施时期为11月中旬左右。

对于中国债权人，考虑到部分分配金额可能低于国际现行汇款的分配手续费（国际银行汇款时约为3000日元），从而无法实施分配，本管理人拟以资金转移业者PayPal公司的汇款功能为原则进行分配，仅对有需求的债权人通过国际银行汇款实施分配。关于这一点，本管理人曾探讨过使用破产公司服务中采用的支付方式——支付宝(Alipay)来进行分配，但因日本的破产管理人无法开设支付宝账户，最终确定拟通过PayPal公司进行汇款。该方式汇款时的手续费为2%(四舍五入)，因此理论上只要分配金额在1日元以上，即可实施分配，故认为这是有利于债权人的方法。预计的分配实施时期为2025年11月至2026年1月之间。

此外，关于通过PayPal公司进行汇款的具体手续，本管理人将通过在破产管理人网站²上公布的问答集(Q&A)等方式进行说明和指引。

² <https://www.masadora-trustee.com/>